

「第8回 全国の司法書士法人の集い」 式次第

本日は、「第8回 全国の司法書士法人の集い」にご参加いただきまして誠にありがとうございます。本日の集いの内容は以下のとおりです。参加者の皆様のご意見や討論の時間も設けますので、活発なご意見を頂戴いたしたいと思います。

平成30年7月28日 土曜日 日司連ホール

1時30分から2時10分

理事長挨拶 山田晃久理事長

第1部 第6回 定時社員総会（事業報告・決算承認・事業計画等）

議長 山田晃久理事長

2時15分から3時35分

第2部 Part1 「ディスカッション“資格者代理人方式（仮称）”と司法書士制度」

パネラー 司法書士 佐藤純通氏（法人協副理事長・元日司連会長）

司法書士 芝 将宏氏（日本司法書士政治連盟会長）

コーディネーター 司法書士 鈴木龍介氏（法人協理事）

3時45分から4時25分

第2部 Part2 落語「代書屋」 金原亭馬治師匠

4時25分

事務連絡 荻野恭弘理事

閉会挨拶 佐藤純通副理事長

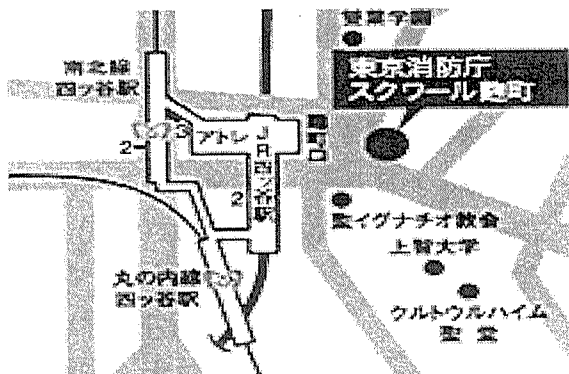
4時30分閉会

懇親会 5時から7時 会費6,000円

会場 スクワール麹町（四ツ谷駅前）

東京都千代田区麹町6丁目6番地 電話番号 03-3234-8739

JR中央線・総武線「四ツ谷」駅の改札を出て右側へ向かい階段を上がって目の前のグレーの建物です。司法書士会館のある方の出口とは反対の出口です。



第6回定時社員総会 目的事項

報告事項

第5期（平成29年6月1日～平成30年5月31日）事業報告の件
別紙1「事業報告」のとおり

決議事項

第1号議案：第5期（平成29年6月1日～平成30年5月31日）計算書類承認の件
別紙2「平成29年度決算書」及び別紙3「監査報告」のとおり

第2号議案：定款一部変更の件
別紙4「定款一部変更案」のとおり、理事会に関する規定を整備するための変更

第3号議案：第6期（平成30年6月1日～平成31年5月31日）事業計画承認の件
別紙5「事業計画」のとおり

第4号議案：第6期（平成30年6月1日～平成31年5月31日）予算承認の件
別紙6「予算書」のとおり

事業報告

(第5期：平成29年6月1日～平成30年5月31日)

当会の第5期の事業について以下のとおり報告いたします。なお、文中の敬称は省略させていただくとともに、適宜略称とさせていただきます。

1. 概況

司法書士法人制度が創設されてから15年が経過し、現在、司法書士法人の数は全国で662法人を数えるまでになりました(資料1)。日司連の報告によれば、昨年(平成29年)の司法書士法人の成立届は52件、解散届は18件で、全体としては前年度より登録法人数は38法人増加しています(資料2)。個人会員数も増加傾向にありますが、司法書士法人も同様に増加を続けています(資料3)。

司法書士会ごとの会員数の集計表を見ますと、司法書士法人会員の存在しない単位会は釧路会と山形県会の2単位会だけとなり、都市部のみならず全国的にも司法書士法人設立が広まっていることが分かります(資料1)。

以上を踏まえますと、司法書士法人の社員と従業員たる司法書士を考えると、司法書士法人に参画する司法書士は2,000名を超え、司法書士全体の1割以上を占めていることが推察されます。すなわち、現在は、司法書士法人に触れることなく司法書士制度を語ることはできない状況にあると言っても過言ではありませんし、司法書士法人を対象とした会務の運営制度を構築することが必要不可欠の状況となっております。

当会は、司法書士法人制度の課題を検討・解決し、司法書士法人間での情報交換や交流を図る場を提供することにより司法書士法人ひいては司法書士制度の改善と健全な発展を図るという目的を掲げ、平成23年に任意団体として産声をあげ、平成25年には一般社団法人に改組し、現在に至ります。

当会の会員数は、平成30年5月31日現在、司法書士法人である正会員が63法人(1名退会、5名入会)であり、前年度より4名増加となり、全国の全司法書士法人の約1割が会員となっております。

また、当会の活動に支援等をいただく賛助会員が20社(司法書士個人を含む。2名退会、2名入会)となり、前年度と同様の数で推移しています。

活動については、役員会(第5期は3回開催)で骨子を決定した上で、5つのワーキングチーム(WT)が具体的な活動を行いました。

2. 各WTからの報告

(1) 集い・オフ会WT

集い・オフ会WTは、毎年恒例の全国の司法書士法人の集いの企画運営と、会員相互の交流を深めるための懇親会であるオフ会の企画実施を担当するWTです。

当期における具体的な活動については、以下のとおりです。

① 総会&集いの開催

毎年恒例になっている「第4期定時社員総会&第7回全国司法書士法人の集い」を企画し、日司連ホールで平成29年7月8日（土）に開催しました。

基調講演は、辻・本郷税理士法人会長である本郷孔洋先生をゲストに迎え「士業法人の合併と経営統合」をテーマにご講演いただきました。会場からの質疑応答や意見交換も活発に行われました。その後、ホテルグランドヒル市ヶ谷に会場を移して懇親会を行いました。大勢の皆様のご参加をいただき、盛会に終えることができました。

② メディアへの掲載

賛助会員である金融財政事情研究会発刊の「月刊登記情報10月号」に当会に関連する以下の記事が掲載されました。なお、掲載誌は全会員に配布いたしました。

- ・「第7回全国の司法書士法人の集い 基調講演 体験的士業の遠い過去、過去、そして現在、未来」（税理士 本郷孔洋：辻・本郷税理士法人会長）
- ・「司法書士法人における社員総会」（和田宗久：早稲田大学商学学術院教授）
- ・「士業法人の社員加入の登記～司法書士法人をモチーフに～」(鈴木龍介：当会理事)
- ・「第7回全国の司法書士法人の集いの報告」（西村やす子：当会理事）

③ オフ会の開催

食事やお酒を楽しみながら会員相互の親睦や情報交換を図ることを目的とした懇親会であるオフ会を、2月2日に有楽町の個室のパーティー会場にて開催し、総勢20名の会員が参加されました。

(2) 損害保険WT

前年度より損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で検討を重ねておりました会員向けの業務上賠償責任保険の制度設計を終え、正式に損害賠償保険として商品化されました。なお、この保険は当会の正会員のみが加入を認められる保険となっております。

保険の種類は、①既存の損害賠償保険の限度額を超える限度額を設定した賠償責任保険、②印紙や現金などの盗難事故の損害をカバーするコーポレートマネーガード保険、③個人情報漏えいによる損害をカバーする個人情報漏えい保険、この3種類でそれぞれ独立して加入出来るようになっています。

会員の皆様には昨年12月に当会より案内を郵送いたしました。その結果、多くの会員の皆様にご加入いただきました。現在の加入状況は以下のとおりです。

①賠償責任保険	23法人	保険料	金826,750円
②コーポレートマネーガード保険	7法人	保険料	金432,500円
②個人情報漏えい保険	3法人	保険料	金93,900円

(3) 求人サイト運営WT

当会の公式サイト内に事務所の求人広告を掲載できるページを開設いたしました。当会の会員は、会員向けのページから求人情報を登録できるようにいたしました。

司法書士法人に対する応募の促進効果を図るため、司法書士法人で勤務することのメリットなどを記載したコラムを掲載しました。

(4) 法改正検討WT

このWTは、来るべき司法書士法改正に向けて、司法書士法人制度の見直しに関する検討や日司連への提言（具体的には、①一人法人の容認、②競業避止等）を検討するために議論することを目的として設置されました。

今年度は、早稲田大学の和田教授のご指導の下、司法書士法人のガバナンスに関する規定の作成をテーマとして検討会を行いました。この検討会においては、監査法人のガバナンス規定を司法書士法人に可能な限り援用しながら、適宜、変更、調整することのアドバイスを受け、2か月に1回程度の頻度で開催いたしました。議論を重ねてまいりましたが、本総会で成果である司法書士法人のガバナンス規定を発表するまでには至りませんでした。

(5) 事業承継WT

司法書士の高齢化に伴い、今後大きな問題となる司法書士事務所の事業承継について、当会が担うべき役割を検討するとの目的で今期より誕生しました。

今年度は2回事業承継WTの会合を開催し、司法書士事務所の事業承継に関し、論文（平成24年4月号の月刊登記情報）を執筆されたコンサルティングファームの山口毅氏から、司法書士事務所の事業承継に関する当会の役割について提言をいただき議論しました。

事業承継WTでの議論を踏まえ本年2月2日の理事会に事業承継WTの検討結果を報告したところ、事業承継の対象、実施の具体的方法等に関し、色々な意見が出されました。

理事会での議論を踏まえ、事業承継WTでは、現状を把握するため、次年度に当会の会員に対して司法書士事務所の事業承継についてのアンケートを実施することを決定しました。

3. その他の活動

(1) 日司連との協議会の開催

本年3月9日に、当会の理事3名が司法書士会館の日司連を訪問して、日司連の理事及び日司連事務局長との間で意見交換会を開催しました。会議後には、会長室を表敬訪問して、今川日司連会長との懇談も行いました。

意見交換会では、ざっくばらんな雰囲気ですべて3時間に亘って、企業内司法書士の問題や一人司法書士法人制度の要望、会費の二重払いの問題、成年後見人への法人が選任されない事例の問題などの課題を議論しました。司法書士法人特有の意見を日司連の執行部へ伝えることが出来た有意義な会合でした。

全国司法書士会会員数

2018.4.1現在

会 名	司法書士会員数	法人会員数	会 名	司法書士会員数	法人会員数
北海道ブロック	693	12	近畿ブロック	4,648	143
札幌会	500	8	大阪会	2,404	95
函館会	39	3	京都会	576	19
旭川会	70	1	兵庫県会	1,057	16
釧路会	84	0	奈良県会	217	3
東北ブロック	1,134	19	滋賀県会	230	9
宮城県会	324	8	和歌山県会	164	1
福島県会	270	3	中国ブロック	1,326	30
山形県会	156	0	広島会	519	13
岩手県会	144	4	山口県会	228	2
秋田県会	112	1	岡山県会	366	12
青森県会	128	3	鳥取県会	101	2
関東ブロック	9,146	332	島根県会	112	1
東京会	4,193	185	四国ブロック	674	11
神奈川県会	1,151	45	香川県会	172	1
埼玉会	899	28	徳島県会	139	2
千葉会	750	31	高知県会	119	5
茨城会	336	2	愛媛県会	244	3
栃木県会	231	1	九州ブロック	2,472	56
群馬会	296	6	福岡県会	972	21
静岡県会	500	20	佐賀県会	123	7
山梨県会	132	2	長崎県会	157	3
長野県会	365	2	大分県会	166	5
新潟県会	293	10	熊本県会	329	9
中部ブロック	2,395	59	鹿児島県会	329	4
愛知県会	1,300	45	宮崎県会	179	2
三重県会	254	3	沖縄県会	217	5
岐阜県会	352	5	合 計	22,488	662
福井県会	126	3			
石川県会	203	1			
富山県会	160	2			

※ 司法書士会員:司法書士会会則基準第5条第2項の会員(個人会員)

※ 法人会員:司法書士会会則基準第5条第3項第1号の会員

平成29年度 司法書士法人届出件数 H29年4月1日～H30年3月31日 日司連受付

	成立届	主たる事務所 移転届 (他会へ移転)	変更届 (含:従設置、 (他会への) 移転届)	退会届	解散届	合併届	清算結了届	社員となる 資格証明
札幌会	1	0	16	0	0	0	0	9
函館会	1	0	1	0	0	0	0	2
旭川会	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路会	0	0	0	0	0	0	0	2
宮城県会	1	0	16	1	0	0	0	4
福島県会	0	0	3	0	0	0	0	2
山形県会	0	0	0	1	0	0	0	0
岩手県会	1	0	0	0	0	0	0	3
秋田県会	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県会	0	0	2	0	0	0	0	1
東京会	13	0	462	5	2	0	2	69
神奈川県会	3	0	78	1	2	0	1	18
埼玉会	5	0	49	1	0	0	0	16
千葉会	2	0	60	0	1	0	1	17
茨城会	0	0	8	1	0	0	0	0
栃木県会	0	0	7	0	0	0	0	0
群馬会	0	0	4	0	0	0	0	0
静岡県会	1	0	18	0	1	0	0	8
山梨県会	0	0	1	0	0	0	0	1
長野県会	0	0	1	0	0	0	0	0
新潟県会	0	0	16	0	0	0	0	5
愛知県会	5	0	63	1	1	0	1	20
三重県会	1	0	0	0	1	0	1	2
岐阜県会	0	0	4	0	0	0	0	0
福井県会	0	0	4	0	0	0	0	0
石川県会	0	0	2	0	0	0	0	0
富山県会	0	0	5	0	0	0	0	2
大阪会	9	2	187	3	3	0	1	39
京都会	0	0	32	1	0	0	0	3
兵庫県会	0	0	47	1	0	0	0	13
奈良県会	0	0	6	0	0	0	0	3
滋賀県会	0	0	11	0	0	0	0	0
和歌山県会	1	0	1	0	0	0	0	1
広島会	1	0	20	0	1	0	1	5
山口県会	0	0	4	0	0	0	0	0
岡山県会	0	0	18	0	1	0	1	9
鳥取県会	1	0	0	0	0	0	0	0
島根県会	0	0	1	0	0	0	0	0
香川県会	0	0	4	0	0	0	0	1
徳島県会	0	0	2	0	0	0	0	1
高知県会	0	0	2	0	0	0	0	0
愛媛県会	0	0	2	0	1	0	1	0
福岡県会	3	0	59	1	1	0	2	9
佐賀県会	1	0	7	0	0	0	0	2
長崎県会	0	0	3	0	0	0	0	1
大分県会	0	0	2	0	2	0	1	1
熊本県会	1	0	7	1	0	0	0	4
鹿児島県会	0	0	7	1	1	0	1	0
宮崎県会	0	0	1	0	0	0	0	0
沖縄県会	1	0	7	0	0	0	0	3
合 計	52	2	1,250	19	18	0	14	276

過去5年間(平成26年～30年)の司法書士会会員数推移表

個人会員数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
会員数	21,366	21,658	22,013	22,283	22,488
前年からの増加人数	387	292	355	270	205

※ 4月1日現在。個人会員数は登録会員数。

司法書士法人会員数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
法人会員数	522	550	596	624	662

※ 司法書士会会則基準第5条第3項第1号(主たる事務所を有する司法書士法人)の会員/4月1日現在

過去5年間(平成25年度～29年度)の登録に関する申請・届出件数推移表

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
司法書士登録	1,021	952	961	878	775
変更の登録	269	283	252	287	257
登録取消し数	629	657	605	613	569
登録事項の変更	2,476	2,434	2,743	3,076	2,869

別紙 2

平成29年度決算書

自 平成29年 6月 1日
至 平成30年 5月31日

一般社団法人 全国司法書士法人連絡協議会

正味財産増減計算書

平成29年6月1日から平成30年5月31日まで

一般社団法人 全国司法書士法人連絡協議会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
受取入金			
受取会費			
正会員受取会費	619,000	855,000	-236,000
賛助会員受取会費	324,000	269,000	55,000
事業収益			
広告料収益	120,000	159,000	-39,000
保険手数料収益	54,741	0	54,741
雑収入			
受取利息	7	4	3
集い・懇親会負担収入	420,000	377,000	43,000
経常収益計	1,537,748	1,660,004	-122,256
(2) 経常費用			
事業費			
研修事業費	250,000	250,000	0
事業費計	250,000	250,000	0
管理費			
集い・懇親会費	613,558	455,439	158,119
広告宣伝費	122,898	259,450	-136,552
慶弔費	16,200	0	16,200
会議費	215,000	115,000	100,000
旅費交通費	0	30,000	-30,000
通信運搬費	52,958	52,189	769
消耗品費	8,540	14,530	-5,990
支払手数料	45,036	33,372	11,664
支払報酬料	138,037	43,200	94,837
事務局運営費	150,000	100,000	50,000
租税公課	73,740	70,000	3,740
管理費計	1,435,967	1,173,180	262,787
経常費用計	1,685,967	1,423,180	262,787
当期経常増減額	-148,219	236,824	-385,043
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
お祝い金	0	10,000	-10,000
経常外収益計	0	10,000	-10,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0

当期經常外増減額	0	10,000	-10,000
当期一般正味財産増減額	-148,219	246,824	-395,043
一般正味財産期首残高	702,327	455,503	246,824
一般正味財産期末残高	554,108	702,327	-148,219
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	554,108	702,327	-148,219

貸借対照表
平成30年5月31日

一般社団法人 全国司法書士法人連絡協議会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	578,108	714,327	-136,219
未収会費	0	0	0
流動資産合計	578,108	714,327	-136,219
2. 固定資産			0
(1)基本財産			0
基本財産合計	0	0	0
(2)特定資産			0
特定資産合計	0	0	0
(3)その他固定資産			0
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	578,108	714,327	-136,219
II 負債の部			0
1. 流動負債			0
前受会費	24,000	12,000	12,000
未払法人税等	0	0	0
流動負債合計	24,000	12,000	12,000
2. 固定負債			0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	24,000	12,000	12,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	554,108	702,327	-148,219
負債及び正味財産合計	578,108	714,327	-136,219

財産目録
平成30年5月31日

一般社団法人 全国司法書士法人連絡協議会

(単位:円)

貸借対照表科目等	内容	金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金		49,710
預金		
みずほ銀行 上野支店 No 2558304		515,396
みずほ銀行 上野支店 No 2531368		2
みずほ銀行 上野支店 No 2683508		13,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
前受会費	2名	24,000

平成30年 7月12日

監 査 報 告

一般社団法人 全国司法書士法人連絡協議会

監 事

大橋 恵子 

平成29年度の事業報告、計算書類、その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法およびその内容

理事会その他重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書および報告書を読覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告は法令および定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類は当法人の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

以上

第2号議案 定款一部変更（案）

現行	変更案
(新設)	<p>(構成)</p> <p>第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する</p> <p>(権限)</p> <p>第28条 理事会は、次の職務を行うものとする。</p> <p>(1) 社員総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定</p> <p>(2) 各種規則の制定、変更及び廃止に関する事項</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定</p> <p>(4) 理事の職務の執行の監督</p> <p>2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 重要な使用人の選任及び解任</p> <p>(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>(理事会の種別及び開催)</p> <p>第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、少なくとも毎年2回開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理</p>

	<p>事長に招集の請求があったとき</p> <p>(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき</p> <p>(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき</p> <p>(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき</p> <p>(現行第27条以下の条数を繰り下げ)</p>
--	--

事業計画

(第6期(当期):平成30年6月1日~平成31年5月31日)

当会の当期の事業計画を以下のとおり策定いたしましたので、ご協力方お願い申し上げます。

1. 全体

当会ならびに司法書士法人制度のさらなる発展を企図し、会員の増強および当会の周知ならびに関係諸団体との協働を図るための施策を前期と同様に積極的に活動していく所存です。

具体的には、会員の満足度を向上させるための制度の研究及びインフラの整備ならびに情報発信を積極的に行い、関係諸団体との交流を活発化するためのアクションを各WTで展開してまいります。なお、日司連・日司政連・LSとの定期意見交換についても行う予定ですので、要望等ございましたらMLへアップもしくは事務局までご連絡ください。

2. 各WT

WTについては、前記のアクションを効果的に運営するために、前期と同様に5つのWTに分かれて活動を行い、事務局がフォローアップしていきます。また、全体の活動につき協議していく役員会も4回開催する予定です。

(1) 集い・オフ会WT

集い・オフ会WTでは、毎年恒例の集いをより充実させるとともに、当期も引き続き会員間の交流を深めるためのオフ会(会員交流会)を企画し、実施します。

(2) 損害保険WT

損害保険WTでは、前期に販売を開始した保険商品について、引き続き多くの会員の皆様にご加入いただけるように、引き続き加入促進活動をしていきます。また、既存の保険制度につきましても改善を検討していきます。

(3) 求人サイト運営WT

求人サイト運営WTでは、開設されている同サイトの運営を主管し、掲載するコラムの募集・審査、SEO対策等求人法人・求職者からのアクセスを増やすための施策を実施します。

(4) 法改正検討WT

法改正検討WTでは、来るべき司法書士法改正に向けて、司法書士法人制度の見直しに関する検討を引き続き実施します。より良い司法書士法人制度に向けて、定款の見直しや法人運営の内部規定であるガバナンス規定の策定を目指し議論を重ねてまいります。

(5) 事業承継WT

事業承継WTでは、当会の会員に対して、司法書士事務所の事業承継について、関心及び需要がどの程度あるかの確認のため、アンケートを郵送で送り、委員で手配して返送を促し、多くの会員からアンケートを回収し、その結果を事業承継WTにおいて集計、分析し来年2月か3月の月刊登記情報に記事として掲載する予定です。

30年度 全国司法書士法人連絡協議会 予算書

平成30年 7月28日

	内 容	内 訳	
収入	会費	1名12000円×80名	960,000
	バナー広告費	一社12000円×10社	120,000
	第7回法人の集い参加費	3000円×10名	30,000
	29年度からの繰越金		565,106
	保険料集金事務費		50,000
合計			1,725,106

支出	第7回法人の集い開催	会場費・講師謝礼・懇親会負担分等	250,000
		資料作成	20,000
		案内文書発送	20,000
	研究費	法人制度の研究・情報収集	100,000
	会議費(日当・交通費)	役員会4回×16名×5000円	320,000
		日司連との協議会	50,000
		他団体・他士業との交流会	50,000
		WT会議費 5万円×5	250,000
	事務局費	3名	150,000
	広報費	サイト整備・メーリング管理	200,000
	公租公課	法人都民税	70,000
	支払手数料	税理士報酬	50,000
	事務用品費		100,000
	予備費		95,106
合計			1,725,106

第2部 Part 1

「ディスカッション

資格者代理人方式（仮称）と司法書士制度」

1. はじめに

- (1) 登壇者の紹介
- (2) 本ディスカッションの趣旨・目的
- (3) 本ディスカッションの進行

2. 本方式提案の背景・経緯

- (1) 平成16年不動産登記法改正・平成20年別送方式導入
- (2) 平成21年1月20日 司法書士制度推進議員連盟総会決議
- (3) 平成26年4月1日 各府省情報化統括責任（CIO）連絡会議決定

3. 本方式のアウトラインと現状

- (1) 資格者代理人が利用できる不動産登記のあらたな申請方式
- (2) 登記官による原本書面審査なし／法務局による原本書面保存なし
- (3) 法務省原案の再検討と見直し

4. 本方式のポイント

- (1) 登記の真実性は守られるか？

(2) 原本の確認・使用・保存はどうすればよいか？

(3) 司法書士の権限・義務・報酬はどうなるのか？

5. 会場とのセッション

6. さいごに一言

登壇者 略歴 (50音順)

佐藤 純通 (さとう じゅんつう)

司法書士 (神奈川県司法書士会)

司法書士法人横浜中央法務事務所 代表社員

- ・一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会 副理事長
- ・元日本司法書士会連合会 (日司連) 会長

芝 将宏 (しば まさひろ)

司法書士 (東京司法書士会)

芝司法書士事務所 代表

- ・日本司法書士政治連盟 会長
- ・日司連 司法書士法改正対策本部 司法書士法改正実現推進室 副室長

鈴木 龍介 (すずき りゅうすけ)

司法書士 (東京司法書士会)

司法書士法人鈴木事務所 代表社員

- ・一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会 理事
- ・日司連 民事法改正対策部 部委員
- ・日司連 学会設立準備委員会 委員